

1 級の知的財産管理技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

- (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度  
 知的財産管理の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度（知的財産管理に関する業務上の課題の発見と解決を主導することができる技能及びこれに関する専門的な知識の程度）を基準とする。
- (2) 試験科目及びその範囲  
 表1の左欄のとおりである。
- (3) 試験科目及びその範囲の細目  
 表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p><b>1 リスクマネジメント</b></p> <p><b>2 契約</b></p> <p><b>3 エンフォースメント</b></p> <p><b>4 資金調達</b></p> <p><b>5 価値評価</b></p> <p><b>6 関係法規</b></p> <p><b>7 特許専門業務</b>                      特許戦略</p> <p>法務</p>	<p>リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 係争対応                      (2) 他社権利クリアランス</p> <p>契約に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 実施・利用許諾契約                      (2) 権利譲渡契約                      (3) 委託・共同研究契約                      (4) その他の関連契約</p> <p>エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 侵害の判定                      (2) 侵害警告                      (3) 侵害訴訟                      (4) 模倣品・海賊版排除</p> <p>権利を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 証券化                      (2) 信託                      (3) その他の資金調達（証券化、信託を除く）</p> <p>権利の価値評価に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 定量評価（価格算出を含む）                      (2) 定性評価                      (3) 権利の税務上の取り扱い</p> <p>関係法規（判例を含む）に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 民法（総則、担保権、債権）                      (2) 民事訴訟法                      (3) 不正競争防止法                      (4) 独占禁止法                      (5) 関税法                      (6) T R I P S 協定</p> <p>特許戦略に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 特許出願戦略（ポートフォリオ戦略等）                      (2) 研究開発戦略と特許戦略の関係                      (3) 事業戦略と特許戦略の関係                      (4) 標準化戦略</p> <p>法務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 営業秘密管理</p>

<p>情報・調査</p>	<p>(2) 特許関連社内規定（営業秘密管理に関するものを除く）</p> <p>I 情報に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 特許（実用新案を含む。以下同じ）関連情報開示</p> <p>(2) 特許関連情報収集・分析</p> <p>II 調査に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 先行資料（特許）調査</p> <p>(2) 他社権利（特許）調査</p> <p>(3) パテントマップ</p>
<p>国内権利化</p>	<p>I 発明支援に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 発明の発掘</p> <p>(2) 発明者の確定</p> <p>(3) 発明の評価</p> <p>II 国内特許権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 明細書</p> <p>(2) 意見書提出手続</p> <p>(3) 補正手続</p> <p>(4) 拒絶査定不服審判手続</p> <p>(5) 査定系審決取消訴訟手続</p> <p>III 国内特許事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 出願事務</p> <p>(2) 期限管理</p> <p>(3) 年金管理</p>
<p>外国権利化</p>	<p>I 外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の明細書（英文明細書を含む。）</p> <p>(2) 諸外国の意見書提出手続</p> <p>(3) 諸外国の補正手続</p> <p>(4) 諸外国のその他の中間処理</p> <p>(5) 諸外国の権利取得のための争訟手続</p> <p>(6) 国際出願手続</p> <p>II 外国特許事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の出願事務</p> <p>(2) 諸外国の期限管理</p> <p>(3) 諸外国の年金管理</p>
<p>特許関係法規</p>	<p>特許関係法規（判例を含む）に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。</p> <p>(1) 特許法</p> <p>(2) 実用新案法</p> <p>(3) 半導体集積回路法</p> <p>(4) パリ条約</p> <p>(5) 特許協力条約</p> <p>(6) 欧州特許条約</p> <p>(7) 諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等）の特許関係法規</p> <p>(8) その他の特許関係法規及び関係条約</p> <p>(9) 商標法</p> <p>(10) 意匠法</p> <p>(11) 弁理士法</p>

<p>実 技 試 験</p> <p><b>特許専門業務</b></p> <p>特許戦略</p> <p>法務</p> <p>リスクマネジメント</p> <p>情報・調査</p> <p>国内権利化</p> <p>外国権利化</p>	<p>特許戦略に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。</p> <p>(1) 特許出願戦略（ポートフォリオ戦略等）</p> <p>(2) 研究開発戦略と特許戦略の関係</p> <p>(3) 事業戦略と特許戦略の関係</p> <p>(4) 標準化戦略</p> <p>法務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。</p> <p>(1) 営業秘密管理</p> <p>(2) 特許関連社内規定（営業秘密管理に関するものを除く）</p> <p>リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。</p> <p>(1) 係争対応（特許に関するもの）</p> <p>(2) 他社特許監視</p> <p>(3) 他社特許排除 イ 情報提供    ロ 無効審判手続</p> <p>I 情報に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。</p> <p>(1) 特許関連情報開示</p> <p>(2) 特許関連情報収集・分析</p> <p>II 調査に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。</p> <p>(1) 先行資料（特許）調査</p> <p>(2) 他社権利（特許）調査</p> <p>(3) パテントマップ</p> <p>I 発明支援に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。</p> <p>(1) 発明の発掘</p> <p>(2) 発明者の確定</p> <p>(3) 発明の評価</p> <p>II 国内特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。</p> <p>(1) 明細書</p> <p>(2) 意見書提出手続</p> <p>(3) 補正手続</p> <p>(4) 拒絶査定不服審判手続</p> <p>(5) 査定系審決取消訴訟手続</p> <p>III 国内特許事務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。</p> <p>(1) 出願事務</p> <p>(2) 期限管理</p> <p>(3) 年金管理</p> <p>I 外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を</p>
--	--

	<p>主導することができること。</p> <p>(1) 諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の明細書（英文明細書を含む。）</p> <p>(2) 諸外国の意見書提出手続</p> <p>(3) 諸外国の補正手続</p> <p>(4) 諸外国のその他の中間処理手続</p> <p>(5) 諸外国の権利取得のための争訟手続</p> <p>(6) 国際出願手続</p> <p>II 外国特許事務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。</p> <p>(1) 諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の出願事務</p> <p>(2) 諸外国の期限管理</p> <p>(3) 諸外国の年金管理</p> <p>契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。</p> <p>(1) 技術導入契約</p> <p>(2) 共有契約</p> <p>(3) 秘密保持契約</p> <p>(4) 実施許諾契約</p> <p>(5) 委託共同研究契約</p> <p>(6) その他の特許関連契約</p> <p>特許権のエンフォースメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。</p> <p>(1) 侵害判定</p> <p>(2) 侵害警告</p> <p>(3) 国内訴訟（当事者系審決等取消訴訟を含む）</p> <p>(4) 外国訴訟</p> <p>(5) 模倣品排除</p> <p>特許権を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。</p> <p>(1) 証券化</p> <p>(2) 信託</p> <p>(3) その他の資金調達（証券化、信託を除く）</p> <p>特許権の価値評価に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。</p> <p>(1) 定量評価（価格算出を含む）</p> <p>(2) 定性評価（技術評価を含む）</p> <p>(3) 棚卸（権利維持方針を含む）</p> <p>(4) 特許権の税務上の取り扱い</p>
契約	
エンフォースメント	
資金調達	
価値評価	